特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和8年2月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税・森林環境税に関する事務
②事務の概要	個人住民税・森林環境税は、毎年1月1日（賦課期日）現在に市内に住所を有する個人に対して、所得に応じ均等割額及び所得割額の合算額を課税する。税額は確定申告書、市県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料から決定されるものである。 具体的な事務内容は以下のとおり。 ①申告指導、課税及び更正事務 ②納税通知書送付事務 ③給与・公的年金からの特別徴収事務 ④減免申請処理事務 ⑤所得・課税証明書発行事務 ⑥収納管理・還付処理事務 ⑦未納者への督促、実態調査及び滞納処分執行事務 ⑧納税証明書の発行事務 ⑨還付口座の照会・回答事務 ・個人住民税・森林環境税の還付において、公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を得るため、照会し回答を得る。 ・還付金受領者が還付請求書を提出する際に、還付口座情報の記入が不要となる。
③システムの名称	（システム標準化前） 個人住民税 収納管理システム 滞納管理システム 中間サーバ 国税連携システム 確定申告支援システム eLTAX マイナポータル申請管理 （システム標準化後） 個人住民税システム 収納管理システム 滞納管理システム 中間サーバ 国税連携システム 確定申告支援システム eLTAX マイナポータル申請管理 住登外者宛名番号管理機能

2. 特定個人情報ファイル名
1. 課税対象者情報ファイル 2. 課税資料情報ファイル 3. 課税台帳情報ファイル 4. 収納情報ファイル 5. 滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項及び別表24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	（情報照会の根拠）	

②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市 財務部 市民税課 市民税第二・第三係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1 TEL 0172-40-7025・40-7026 FAX 0172-35-7956
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・申告者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・申告者からマイナンバーを得られない場合のみ行う住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報いによる照会を行うことを厳守としている。 ・マイナンバーの入手から保管・廃棄まで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	Ⅰ 関連情報 １中 ②事務の概要	具体的な事務内容は以下のとおり。 ①申告指導、課税及び更正事務 ②納税通知書送付事務 ③給与・公的年金からの特別徴収事務 ④減免申請処理事務 ⑤所得・課税証明書発行事務 ⑥収納管理・還付処理事務 ⑦未納者への督促、実態調査及び滞納処分執行事務 ⑧納税証明書の発行事務	具体的な事務内容は以下のとおり。 ①申告指導、課税及び更正事務 ②納税通知書送付事務 ③給与・公的年金からの特別徴収事務 ④減免申請処理事務 ⑤所得・課税証明書発行事務 ⑥収納管理・還付処理事務 ⑦未納者への督促、実態調査及び滞納処分執行事務 ⑧納税証明書の発行事務 ⑨還付口座の照会・回答事務	事後	
令和8年2月20日	Ⅰ 関連情報 １中 ③システムの概要	個人住民税システム 収納管理システム 滞納管理システム 中間サーバ 国税連携システム 確定申告支援システム eLTAX	（システム標準化前） 個人住民税システム 収納管理システム 滞納管理システム 中間サーバ 国税連携システム 確定申告支援システム eLTAX マイナポータル申請管理 （システム標準化後） 個人住民税システム 収納管理システム 滞納管理システム 中間サーバ 国税連携システム 確定申告支援システム eLTAX マイナポータル申請管理 住登外者宛名番号管理機能	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ しきい値判断項目 １中 いつ時点の係数か	令和6年11月1日時点	令和7年11月1日時点		
令和8年2月20日	Ⅱ しきい値判断項目 ２中 いつ時点の係数か	令和6年11月1日時点	令和7年11月1日時点		